（母子家庭日常生活支援事業の開始の届出）

第三条　法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　（略）

（法第二十一条に規定する内閣府令で定める事項）

第五条　法第二十一条に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第二十八条第三項に規定する内閣府令で定める事業）

第六条の二　法第二十八条第二項に規定する内閣府令で定める事業は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（法第三十条第三項に規定する内閣府令で定める者）

第六条の三　法第三十条第三項に規定する内閣府令で定める者は、都道府県知事が同条第二項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。

（法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練）

第六条の五　法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するものとする。

（法第三十一条第二号に規定する内閣府令で定める資格）

第六条の九の二　法第三十一条第二号に規定する内閣府令で定める資格は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの就職を容易にするために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。

（法第三十一条の五第二項に規定する内閣府令で定める者）

第六条の十七の二　法第三十一条の五第二項に規定する内閣府令で定める者は、都道府県知事又は市町村長が同条第一項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。

（法第三十一条の七第一項に規定する内閣府令で定める場所等）

第六条の十七の四　（略）

（法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する内閣府令で定める事業）

第六条の十七の五　第六条の二の規定は、法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する内閣府令で定める事業について準用する。

（法第三十一条の九第三項に規定する内閣府令で定める者）

第六条の十七の六　第六条の三の規定は、法第三十一条の九第三項に規定する内閣府令で定める者について準用する。

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七　（略）

（母子家庭日常生活支援事業の開始の届出）

第三条　法第二十条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　（略）

（法第二十一条に規定する厚生労働省令で定める事項）

第五条　法第二十一条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第六条の二　法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（法第三十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の三　法第三十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、都道府県知事が同条第二項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。

（法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練）

第六条の五　法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するものとする。

（法第三十一条第二号に規定する厚生労働省令で定める資格）

第六条の九の二　法第三十一条第二号に規定する厚生労働省令で定める資格は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの就職を容易にするために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。

（法第三十一条の五第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の十七の二　法第三十一条の五第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、都道府県知事又は市町村長が同条第一項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。

（法第三十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める場所等）

第六条の十七の四　（略）

（法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第六条の十七の五　第六条の二の規定は、法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事業について準用する。

（法第三十一条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六条の十七の六　第六条の三の規定は、法第三十一条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者について準用する。

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する厚生労働省令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七　（略）